

新市まちづくり計画 変更箇所対照一覧

| 項目 | ページ | 変更後 | ページ | 変更前 |
|--------------------|-----|---|-----|---|
| I 序論 2 計画策定の方針 | 3 | (4) 計画の期間 新市まちづくり計画の期間は、平成18年度から <u>平成32年度までの15年間</u> とします。 | 3 | (4) 計画の期間 新市まちづくり計画の期間は、平成18年度から <u>平成27年度までの10年間</u> とします。 |
| VII 財政計画 1 計画期間 | 51 | 計画期間は、平成18年度から <u>平成32年度までの15年間</u> とします。 | 51 | 計画期間は、平成18年度から <u>平成27年度までの10年間</u> とします。 |
| VII 財政計画 2 作成方法 | 51 | <p>健全な財政運営を行うことを前提として、平成16年度の新市まちづくり計画作成時においては、歳入歳出それぞれ過去の実績や様々な合併効果を考慮し、普通会計ベースで作成を行いました<u>が、平成26年度の改定において、現行の地方財政制度を基本とし、社会情勢の変化やまちづくりの進捗状況を踏まえ、平成25年度決算を基準に普通会計ベースで推計したものです。</u> また、平成18年度から平成25年度までの数値はそれぞれの年度の決算数値です。 なお、主な前提条件は以下のとおりです。</p> <p>(歳入) (1) 地方税 現行税制度を基本とし、市民税については将来の人口見通しを踏まえ算定しています。その他の税については、<u>税制改正、過去の実績等を踏まえそれぞれの推移を見込み、収納率については、行財政改革後期実施計画の数値とし算定しています。</u></p> <p>(2) 地方譲与税、各種交付金 過去の実績等を踏まえ、<u>今後予定されている制度改正を反映し、その後は同水準又は減少で算定しています。</u></p> <p>(3) 地方交付税 <u>合併算定替特例による段階措置を平成28年度から反映し、合併特例事業債、臨時財政対策債の元利償還金における交付税措置を見込み、算定しています。</u></p> <p>(4) 分担金及び負担金・使用料及び手数料 過去の実績等を踏まえ、<u>分担金及び負担金については微増を見込み、使用料及び手数料については、同水準での推移として算定しています。</u></p> <p>(5) 国庫支出金・県支出金 <u>過去の実績等を踏まえ、今後の社会保障関係経費に係るものについて反映を行い算定しています。</u></p> | 51 | <p>健全な財政運営を行うことを前提として、歳入歳出それぞれ過去の実績や様々な合併効果を考慮し、普通会計ベースで作成したものです。 なお、主な前提条件は以下のとおりですが、<u>現在の社会経済状況にあつて、経済成長による歳入の伸びを見込むのは難しく、現状維持を基本に算定しています。</u> また、国の三位一体改革に関連した国庫補助負担金の縮減、地方交付税の縮小、地方への税源移譲など制度改正に伴う影響額を一部加味して算定しています。</p> <p>(歳入) (1) 地方税 現行税制度を基本とし、市民税については将来の人口見通しを踏まえ算定しています。その他の税については、<u>過去の実績等の同額推移を見込んで算定しています。</u></p> <p>(2) 地方譲与税、各種交付金 過去の実績等を踏まえ、<u>同額推移を見込んで算定しています。</u></p> <p>(3) 地方交付税 普通交付税については、<u>今後の縮小を見込んで一定率を減額し、合併による普通交付税の特例と合併特例債に係る交付税措置を見込んで算定しています。</u> なお、平成19年度以降は、<u>現在の臨時財政対策債相当額を加えて算定しています。特別交付税については、合併による特別交付税措置を見込んで算定しています。</u></p> <p>(4) 分担金及び負担金・使用料及び手数料 過去の実績等を踏まえ、<u>同額推移を見込んで算定しています。</u></p> <p>(5) 国庫支出金・県支出金 <u>過去の実績等を踏まえながら、合併による建設事業に伴う増加や今後の縮減予想を見込んで算定しています。また、国の合併補助金や県の合併支援交付金を見込んで算定しています。</u></p> |

| 項目 | ページ | 変更後 | ページ | 変更前 |
|--------------------|-----------------------|--|-------------|---|
| VII 財政計画 2 作成方法 | 52 | <p>(6) 地方債 <u>計画上の合併特例事業債活用事業を反映し、臨時財政対策債は同水準で推移するものと算定しています。</u></p> <p>(7) 諸収入その他 <u>過去の実績等を踏まえ、同水準で推移するものと算定しています。</u></p> <p>(歳出) (1) 人件費 <u>現在の2,500人体制が維持されるものとし、同水準で推移するものと算定しています。</u></p> <p>(2) 扶助費 <u>過去の実績等を踏まえ、3%の増と見込んで算定しています。</u></p> <p>(3) 公債費 <u>今後の地方債の発行予定額に応じ元利償還金を見込んで算定しています。</u></p> <p>(4) 物件費 <u>行財政改革を踏まえ、同水準で推移するものと見込んで算定しています。</u></p> <p>(5) 維持補修費・補助費等 <u>維持補修費については、新施設の建設による一時的な減を見込み、補助費等は行財政改革を踏まえ同水準で推移するものと見込んで算定しています。</u></p> <p>(6) 積立金 <u>利息等の積立として1億円を見込み、歳入歳出の差引額が見込まれる年度は積立金を見込んでいます。</u></p> <p>(7) 繰出金 <u>過去の実績等を踏まえ、1%～2%の増を見込んで算定しています。</u></p> <p>(8) 普通建設事業費 <u>合併特例事業債活用事業を反映し、その他の普通建設事業については、一定水準の確保で推移するものと見込んで算定しています。</u></p> | 52 | <p>(6) 地方債 <u>新まちづくり計画及び合併市町村振興基金に伴う合併特例債、通常地方債に加えて、現行の減税補てん債を見込んで算定しています。</u> <u>なお、臨時財政対策債は平成18年度まで見込んで算定しています。</u></p> <p>(7) 諸収入その他 <u>過去の実績等を踏まえ、同額推移を見込んで算定しています。</u></p> <p>(歳出) (1) 人件費 <u>合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減及び合併による特別職職員の減、議員定数の減を見込んで算定しています。</u></p> <p>(2) 扶助費 <u>過去の実績等のほか人口推計等をもとに算定しています。また、旧町村の生活保護費を見込んで算定しています。</u></p> <p>(3) 公債費 <u>合併前の市町村の地方債に係る償還見込額に、合併後の新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。</u></p> <p>(4) 物件費 <u>合併による一定の削減効果と、合併により必要な経費を見込んで算定しています。</u></p> <p>(5) 維持補修費・補助費等 <u>維持補修費については、過去の実績等を踏まえ、同額推移を見込んで算定しています。補助費等については、過去の実績等のほか、水道料金統一による水道事業会計への措置を見込んで算定しています。</u></p> <p>(6) 積立金 <u>合併後の地域振興を目的とする合併市町村振興基金を積立てるとともに、ごみ最終処分場建設等の大型事業推進のための基金積立を見込んで算定しています。</u></p> <p>(7) 繰出金 <u>国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計並びに簡易水道事業特別会計については、過去の実績等を踏まえ、人口推計、今後見込まれる事業量を加味して算定しています。</u></p> <p>(8) 普通建設事業費 <u>新市で行う普通建設事業を見込んで算定しています。</u></p> |
| | VII 財政計画 3 歳入・歳出推計 | 53 | 別紙【変更後】のとおり | 53 |